

和歌山縣報

號 外

明治四十二年八月十三日

○告 示

○和歌山縣告示第二百五十二號

大阪火災ノ罹災民救濟ノ爲各地方ヨリ寄贈スル義捐物品等ハ大阪商船株式會社ニ於テ左ノ條件ヲ以テ無賃輸送ノ取扱ヲ爲ス

明治四十二年八月十三日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

大阪商船株式會社

- 一 託送名義官公署又ハ官公署長ノ証明アルモノ
 - 一 荷受人名義大阪府、大阪市、府市救護團
 - 一 荷物ニハ託送者及荷受人ノ名義ヲ明瞭ニ記載シタル証票ヲ付スルコト
- 一期限ハ本月三十一日限り

○和歌山縣告示第二百五十三號

兵庫縣朝來郡中川村ノ内物部村ニ於テ客月三十一日和種牝牛一頭氣腫疽ニ罹リ本月一日斃死セシ旨通知アリタリ

明治四十二年八月十三日

和歌山縣知事 川上親晴

○町村吏員ノ異動

○明治四十二年八月十三日認可

西牟婁郡田邊町有給助役	山本房雄
東牟婁郡田原村助役	谷内平井

○彙報

○着任 川上知事ハ本月十二日着任セリ

○正誤

○明治四十二年八月十二日縣報第九百號告示第五十號中第五條出品人ハ本縣廳内ニ於テトアルハ本縣内ニ於テノ誤

和歌山縣報

號 外

明治四十二年八月十三日

○ 告 示

○和歌山縣告示第二百五十二號

大阪火災ノ罹災民救濟ノ爲各地方ヨリ寄贈スル義捐物品等ハ大阪商船株式會社ニ於テ左ノ條件ヲ以テ無賃輸送ノ取扱ヲ爲ス

明治四十二年八月十三日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

大阪商船株式會社

- 一 託送名義官公署又ハ官公署長ノ証明アルモノ
 - 一 荷受人名義大阪府、大阪市、府市救護團
 - 一 荷物ニハ託送者及荷受人ノ名義ヲ明瞭ニ記載シタル証券ヲ付スルコト
- 一期限ハ本月三十一日限り

○和歌山縣告示第二百五十三號

兵庫縣朝來郡中川村ノ内物部村ニ於テ客月三十一日和種牡牛一頭氣腫疽ニ罹リ本月一日斃死セシ旨通知アリタリ

明治四十二年八月十三日

和歌山縣知事 川上 親 晴

○町村吏員ノ異動

○明治四十二年八月十三日認可

西牟婁郡田邊町有給助役	山本房雄
東牟婁郡田原村助役	谷内平井

○彙報

○着任 川上知事ハ本月十二日着任セリ

○正 誤

明治四十二年八月十二日縣報第九百號告示第五十號中第五條出品人ハ本縣廳内ニ於テトアルハ本縣内ニ於テノ誤